○それにもかかわらず，事故発生を知ってから，２ケ月余りも，同型炉の運転を停止させないだけでなく，何の対策も指示しないで同型炉の運転を放置していたこと。

○２ケ月遅れの指示は，十分に確かめたとは思えない「原因」にもとづいて，その場しのぎの対策で事態を乗り切ろうとしたこと。

○さらにその指示は，定期点検前の原子炉の運転継続を認めたこと。

○今回の事故発生とその対応策は，明らかに安全審査の許可条件に反しているのに，一片の行政通達で処理されたこと。

求　釈　明　書

昭和６１年１２月１２日の第２８回口頭弁論の席上，口頭で釈明を求めた事項について，以下本書面で再釈明を求める。

添付した資料（１）～（３）（編集注，いずれも新聞記事）で明らかな通り，九州電力玄海原発１号機において，原子炉運転中に一次冷却水の喪失が起きた際，低圧注水系の冷却水を炉心に緊急に送り込む「非常用炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）」の重要部である「余熱除去ポンプの主軸」が折損する重大事故が発生した。同１号機は本件伊方２号機と同型であり，本件審理の安全審査に関わる重大事故であり，次の諸点について至急に釈明を求める。

1. 本件２号炉審査において右の余熱除去ポンプについて審査を行ったか。行っていれば，審査資料をあげて示せ。

2. 審査していない場合，同ポンプが折損事故等によって機能を失った際，低圧注入系の水が炉心に入る機能を失うが，それでも審査する必要がないと判断した根拠を具体的に示せ。

3. 伊方１号機の除去ポンプの点検を指示しながら，本件２号機の同ポンプについては，同時に点検を行う必要がない，とした被告らの判断は，原子力安全委員会の判断にもとづいているものか，いないかを示せ。

4. 従来，２台で，定期点検時の炉心冷却と浄化を行っていたものを，１台で行っても良いとの判断は，原子力安全委員会にはかつて決定したものか，そうでないかを示せ。

5. 玄海１号機の余熱除去ポンプ主軸折損事故の状況・原因を具体的に示せ。

6. 玄海１号機の折損したポンプは，折損するまで何時間運転を行っていたか。今回の折損発見に至るまで，定期検査を何回受けていたか。

会計報告（'86. 12/25～'87. 1/30）

収入		
会　費		４８,０００
ニュース購読料		９２,７００
カンパ		３１,０００
コピー代金		５,７４０
	計	１７７,４４０
支出		
ニュース印刷費		３６,０００
振替手数料		１,３９５
郵送料		１２,４５０
弁護団会議補助		２０,５９０
ゼロックス・リース料		１４,３００
コピー料金		２２,０００
	計	１０６,７３５
差引		７０,７０５
積立金合計		９９９,９６９

伊方訴訟ニュース

第162号
1987年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満４-９-１５ 第一神明ビル
藤田法律事務所☎０６-３６３-２１１２ 口座大阪３-４８７８０

２　号　炉　訴　訟

「通産省の指示は原子力安全委員会の見解か」

ＥＣＣＳポンプ軸折れ事故に関し釈明要求書提出

昨年の１０月，九州電力の玄海原発１号炉の定期点検中に，ＥＣＣＳ（緊急炉心冷却装置）の一つ，低圧注入系，のポンプ（２台のうちの１台）で，その主軸が真っ二つに折れているのが発見された。

このポンプは，原子炉から冷却水が漏れ出してしまう事故，いわゆる冷却材喪失事故の際に，長時間にわたって，炉心を冷却する水を送り込むという重要な役目を持っている。その大事なポンプの，ステンレス製で直径が7.2 cmもある主軸が，真っ二つに折れていたのである。

このポンプは，事故時以外にも，以下のような重要な役割を果している。よく知られているように，原子炉の運転を止めた後でも，炉心にある燃料棒は，長期にわたって余熱（燃料内に蓄積されている放射能による熱で，崩壊熱と呼ばれている）を出し続ける。それで，その熱を取り去るために，原子炉停止後も原子炉内に冷却水を循環させる。それに，問題のポンプ２台のうちの１台が使われる。

また，原子炉の停止中にも，燃料棒の損傷部分や原子炉の壁から，冷却水中に放射能が溶け出してくる。その放射能を取り去るために，原子炉内の冷却水の一部を，絶えず放射能除去装置を通して循環させている。それにもう１台のポンプを使うことにしている。

（以下７頁左に続く）

２号炉第２９回公判
３月１３日（金）午前１０前
松山地裁大法廷

前回公判で被告国側は，原告住民側からの度重なる要求に押されて，チエルノブイリ原発事故についての見解を，始めて文書の形で提出した。しかしそれは，「伊方炉はソ連原子炉と型が違うから，同事故は本件訴訟と関係ない」といったお粗末なもの。しかも，その証拠として出されたのは，ソ連報告書の燃き直しにすぎない原子力安全委員会の報告書。

原告住民側は，即座に口頭で，「この証拠には国側の見解を裏付けるようなことは何も書かれていない」と反論した。

今回の法廷では，国側の主張の不当性に対して，原告住民側から厳しい追及が展開されることであろう。支援傍聴を！

2号炉訴訟

原告準備書面

（１９８６年１２月１２日提出）

（その２）

(三) 地元住民に伊方原発による経済性はない。

伊方町のあるご婦人が，「私が他所へ行ったときなど「伊方」というだけで，原発の金をだいぶもらっているようにいわれ情けない」と嘆いておられた。たしかに（二）でも述べたように，伊方原発と金にまつわる話はあとを絶たないし，一部の不心得者もいるし，そうしたムードもあることも事実である。

しかしながら町民の多くは，金とひきかえに伊方原発など望んではいない。だからこそ３号機の受入れについて，伊方町のある団体や個人が，その可否について，伊方町民のアンケート調査を行ったところ，有権者の75%以上が反対であったことでもわかるとおりである。伊方原発とひきかえに儲けた金など，一部分の者のみのことで，しかも一過性のものであって地元と住民のためにならないことを，みなよく知っているからである。

(三)ノ一 伊方原発で農業も漁業もできなくなる。

昭和４６年１月１６日，八幡浜市内の松蔭小学校において，知事選の立会演説会があって，現在の知事である白石氏が，八幡浜・西宇和地方を生鮮食料品の供給基地にすると公約した。ちょうどその頃は伊方１号炉の準備段階で，地元でははげしい反対運動が高まってきた最中であったが，あの利口な白石知事でさえ，原発は安全であるという四国電力の宣伝に惑わされていたのだろうか。その地元の主幹産業である農業や漁業は，今いったいどうなっているのだろうか。こんどのチエルノブイリ原発の大事故のようになれば，農業や漁業が壊滅することはいうまでもないが，今日のように伊方原発が事故を繰り返えしながらでも，まあまあの運転をしている状態であっても，衰退の一途をたどっているのである。

本件の原告でもある，元町見柑橘組合長であった精農家の井上常久さんは，昭和５４年１０月２９日提出の準備書面において，「…伊方原子力発電所が建設されるようになって農耕地が荒れるようになり，若い者たちも農業に見切りをつけて，多くが地区外へ出て行くようになりましたのであります。農家の所得も西宇和郡で最低という状態であります。当初伊方町の町長は，これは前の町長山本長松氏でありますが，「農工一体」の行政を確立させるといっておられましたが，現在は荒廃するばかりでありまして，一にも原発，二にも原発になってしまったのであります。県や町がどう言おうと，九町で農業をしている私達は，そう受け取らざるを得ないのであります…。」と，悲痛な訴えをしているのである（甲１６号証の５，甲１６号証の６）。

その後も地元における農業の条件は，ますます悪くなるばかりであって，若い後継者たちも一様に，「今はなんとかやっているが，将来もつづけていけるかどうかとても不安で，農業設備等もしなければいけないし，しても無駄になるのではないかと思い迷ってしまいます」と言っているが，こうした傾向はひとり九町地区のみならず，程度の差はあっても，八幡浜，西宇和地区全体に共通することなのである。

又，地元の漁業においても，昭和５６年，昭和５８年，昭和６０年と，一年おきに三度にわたり，伊方原発を中心とする海域で魚の大量死が起こり，漁民や漁業団体に大きな衝撃をあたえたことは，記憶に生々しいところである。

有史以来ただの一度も起こらなかったことが，伊方原発ができてからつづけざまに起こっているのであるから，伊方原発に疑惑がかかるのも当然である。

昭和６０年７月３０日付の朝日新聞によると（甲１６号証の７），大量死を直接現地で調査した京都大学漁災研の柏井助手は，伊方原発に疑惑があるとした意見書をだされ，その指摘にもとづいて，愛媛県の委嘱をうけて調査をしていた「三崎半島伊予灘海域調査研究グループ」の愛媛大学の立川教授らも，伊方原発を調査する必要があるといっているのであるが，その後原因不明のまま今日に至っているのである。

伊方原発に疑惑があることになれば，四国電力に挙証責任があるのだから徹底的に調査すべきであるが，これも，したような形跡はなくウヤムヤになっているのである。

伊方原発ができてから，魚の産卵場所であり，貝類の餌となる藻場が荒れ，魚種によってては全然姿を消したもの，生息場所が移動したもの等，漁業被害が多くみられるが，これらは放射能，熱，化学物質三位一体となって大量に放出される原発排水によって起こっているもので，昭和５９年６月２９日提出の準備書面に述べているように，今日，原発による海の汚れは益々広がり，この海域における漁業のイメジーダウンははかり知れないものがある。

とにかく，農業や漁業は生鮮食料品の生産が主であるところから，ひとたび被害が社会的問題になると，回復し難いことになって，やがて農業や漁業がやれなくなることは必至のことである。

(三)ノ二 伊方原発周辺の市や町の人口は減りつづけている。

四国電力らが，伊方原発のＰＲ用につくったと思われるパンフレット（甲１６号証の８）によると，

「伊方原発を地域開発のパイオニアとして，長浜周辺の大型工業地帯をはじめ，南予全体への電力供給を安定させるほか，道路の整備を促進し，佐田岬半島はもとより，宇和海一帯の観光開発の推進役を果たします。

さらに人口の減りつづけている伊方町は，原子力発電所の建設がきっかけとなってたくさんの人が集まってきます。」

そして，「活気に満ちた町になります」，「住みよい町に生まれかわります」，「観光客がたくさん訪れます」

等と，地域開発の救世主のように宣伝しているのである。

さて，今日，伊方原発ができて，この地域がそんなによくなってきたのか，誰にもわかりやすいのが，そこの人口の推移状況であるが，そこで次の表は伊方原発１号炉が計画された昭和４５年から昭和６０年までの伊方町はじめ，周辺市町の人口の動きを表したものであるが，人口でみるかぎり，どこが活気に満ち，どこが住みよい町に生まれかわったでしょうか。

伊方原発周辺の一市五町における人口の推移について

前期末人口 / 市町名	45	10.1	49.	10.1	55	10.1	60	3.1
伊方	8736		8965		8502		8285	
瀬戸	5331		4540		4103		3689	
三崎	7079		6890		6148		5600	
保内	11640		11705		11935		12001	
三瓶	12692		12116		11703		11250	
八幡浜	46903		45260		43825		41234	
合計	93131		89476		86216		82659	
	一号炉		伊方1号炉	一号炉		一・二号炉	一・二・三号炉	

四国電力がいうように，原発関係者の転入があったものの，それでも上の表のように，一市五町では１０,４７２人も減少しているのである。しかも転入で増えた者は一時的な寄留者が多く，一方転出した者は原発関係者もいるが，大部分が先祖代々ここで永住してきた者で，出稼ぎには行っていても，年に二度か三度は必ず帰ってきていたものが，今では家中が町を捨ててしまった人が多くいるといわれている。

又，四国電力のパンフレットによると，「原子力発電所の建設により，都市の文化がはいってきて，住居，所得，教育，娯楽などあらゆる面で文化生活が向上します。」とうたっております。しかし現実には，いかがわしい風俗営業ができたり，夫や妻の蒸発事件がふえ，交通事故が多く発生することはあっても，文化的な生活が向上するどころか，文化の退廃を招いているのである。

１００年近く絶えたことのなかった八幡浜～三崎間（もちろん伊方原発のある九町港にも寄港していた）の定期航路も廃止となってしまい，医療の面でも立派な診療所はあるが，医者はいたりいなかったり，軽い病気なら地元でも治せるが，少しむつかしい病気になると，八幡浜や遠く松山へ行かなければならないのである。教育しかり，娯楽しかり，原発ができた故に住めなくなりつつあるのである。

（三）ノ三　伊方原発の事故に，私たちの保険は役に立たぬ。

さて今日ほど保険万能の時代はない。生命，火災，事故，傷病，農作物，漁業，旅行，スポーツ，家畜，犬猫にいたるまで，おたがい住民は，日常生活をやりくりしてでも各種の保険に加入して，ある程度の保障が約束されている。しかし，私たち地元住民がいくら多くの保険に加入していても，伊方原発の事故で被災した時は，なんの役にもたたないのである。

これをみてもわかるように，原発は安全であるといって，地元住民はじめ国民をあざむいてきたが，原発事故がいかに大きく悲惨なものかが十分予想され，四国電力，保険会社，被告国側も十分承知していることが，うかがえるのである。

そこで，地元住民を丸裸のままで事故にさらしておくわけにいかないとみえて，昭和36年に「原子力損害の賠償補償契約に関する法律」がつくられたのである。

原子力の経済学（室田武著），反原発新聞（第４９号）らによると，原賠法は「この法律は原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め，もって被害者の保護を図り，及び原子力事業の建全な発達に資することを目的とする」と，あるという。

そこで電力会社は，一立地あたり（一立地に三基あっても同じであることから，集中立地の要因にもなるのではないかと思われる）１００億円を限度として，損害賠償契約を民間の保険会社と結び，支払いにあてるという。しかしながら，

（一）　原子炉施設の正常運転による原子力損害。

（二）　地震，津波，噴火による原子力損害。

（三）　損害発生から１０年以降の請求。

については支払いを免責されるという。そこで１００億円以上のものについては，賠償責任は電力会社にあるとしているが，賠償による損失は，補助金や低利融資等で国が援助するという。

又，免責された分については，電力会社が国に対し一定の補償料を支払い「原子力損害賠償補償契約」を結んで，被災者には国が補償することになっている。

こんどのチエルノブイリ原発の事故でもわかるように，原発事故となると，何千億，何兆円，あるいは何十兆円の損害となることは世の常識となっている。ところが事業者の負担はわずか百億円である。四国電力でいえば，年間所得のほぼ五分の一にあたる額でしかない。

又，三つの免責事項についても，伊方原発でいえば，正常運転とはいうが，事故を繰りかえしながらでも運転をつづけ，社会動乱ではないが，上空を航空機が飛びかっているという，いつも危険な状況である。

又，もともと地震の起こりやすい地震特定観測区域に建設を強行しているなど，はじめから免責をあてにしたやり方ではないかと疑うものである。又，原発事故には，晩発性のものや遺伝的傷害，母親の胎内での被爆など，時がたってから発見される場合が多いにもかかわらず免責にしている等，この法律が被害者保護に名をかりた原発産業育成に重きをおいたものであることがよくわかるのである。

さて私たちが多大な犠牲をはらいながら反対しているにもかかわらず，きわめて危険なものを，きわめて危険な場所へ建設をしておいて，事故を起こせば事業者である四国電力には罪も負担もまことに軽く，被災者を含めて国民の税金によって事故の損失を補償するなど，四国電力や国の行為に経済性があるとはいえず，被災者に対し十分な措置をしようとすれば，国家財政が破綻してしまうほどのもので，地元住民の命や財産は，銭金にかえることができないが，仮りに銭金にかえることができるといつても，それは言うだけのことであって，結局泣きをみるのは地元住民であり，四国四県に原住する住民であり，広く一般国民である。

（三）ノ四　地元住民は危険で高くつく伊方原発の電力を使わされている。

本件伊方２号炉，及び，伊方原発に反対してきた私たちに対し，四国電力や行政関係の人たちから「伊方原発ができなければ，冷蔵庫も洗濯機もつかえなくなり，いまに，蠟燭やカンテラの生活に逆戻りするぞ」と，なかば脅かすようにいわれたものであった。

行政や四国電力がそんなことをいうのは，四国地方の電力需要が大巾に，うなぎ上りになると見越し，さらに石油が枯渇するとの理由であった。しかしこうした理由は，あとになってすぐバレるのであるが，これは伊方原発を推進するための口実であって，専門的知

識の乏しい私たちが，これを見抜けなかったのであった。

ところで昭和５２年２月１８日付の愛媛新聞（甲１６号証の９）によると，伊方１号炉が送電を開始したとき，「原子の電気，南予の家庭へ」と思わせぶりな大きな見出しをつけて報じている。

危険な伊方原発をつくる理由として「南予地方に電力を安定供給する」とか，「長浜の一大工業地帯に送電する」というものであった。しかし，いまだに長浜に工業地帯の姿なく，南予地方の電力需要も，わずかなものであって，伊方原発を中心とする八幡浜，西宇和郡の人口八万余りの地域で必要とする電力は，本件伊方２号炉でつくられる電力の，７～８％もあれば十分足りるのである。もし３号機まで完成すると，伊方原発でつくる電力の２％もあれば十分だといわれ，それぐらいならば，なにも危険で高くつく伊方原発でなくても，既設の水力や火力で十分間に合うといわれている。

はじめごろ，原発は水力，火力に較べて大分安くつくと宣伝されていた。しかし現実には被害をまっ先にうける地元住民の電気料は安くなるどころか，年々高くなっているのである。

前のページ（ここでは右上）の表に示しているように，昭和５２年，伊方１号炉が運転を開始したので，推進側の人らがいうように，昭和５３年には原発の効果がでて，わずかでも値下げされたのかと思っていたら，翌５４年から，又，値上げされ，本件伊方２号炉の運転を開始した５７年に，値下げは行なわれなかったのである。

現在，コストが安いと宣伝される原発の電

年度／種別	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
昭和50年度から59年までの四国電力の電力料の推移について（円/KWH）										
低額分	120.3	127.5	135.3	142.2	156.3	178.3	190.0	190.0	187.2	197.7
家庭（円）	16.26	18.19	19.89	19.53	20.09	20.61	28.22	28.23	28.50	28.61
工業（円 ひとあたり）	8.60	9.82	10.73	10.23	10.61	16.78	16.78	16.80	16.85	16.52
			三年間					三年間		

力は，四国電力が毎日のようにテレビでながしているから間違いないと思うが，四国電力でつくる電力の３０％以上にもなっている。それに加えて石油価格が暴落し，円高差益もあるので，大巾に値下げできる条件にあるが，それをせずに横ばいぐらいでお茶をにごしてきているのである。結局，伊方１号炉が運転を開始した前年の５１年を１００として，59年には，低額分１５７.２，工業用１６８.２と値上げされてきているのである。

さて先にも述べたように，伊方原発のある地元では，農漁業は衰退の一途をたどり，企業の倒産があいつぎ，勤労者の所得は実質的に低下しているなかで，ひとり電気料のみが値上げされているのは，電気事業が独占化され，原発建設がファッション化し，住民（消

費者）の経済性が無視されているからである。

ここであげたように，地元では，基幹産業である農業の衰退，人口の減少，原発事故でうける地元住民の重大な被害，電気料金，どれ一つとっても地元住民に経済性はなく，危険で高くつく伊方原発の電力はいらないのである。

（１頁から続く）

このように，今回事故を起こしたポンプは，原子炉の運転停止時（定期点検時）にも，重大な事故の際にも，重要な役割を果している。もちろん，そのように重要なポンプの主軸が真っ二つに折れるというようなことは，全くあり得ない事故であると考えられてきていた。

監督官庁である通産省（２号炉訴訟の被告でもある）は，昨年１２月に，今回の事故の原因と対策とを発表した。それによると，ポンプの主軸が折れたのは，上にのべたように，このポンプを使って原子炉冷却水中の放射能を除去する際に，循環させる冷却水の流量では小さすぎて，ポンプの軸に設計で予想していた以上の力がかかったためだという。そして，そのようなことを避けるために，次のような対策をとるように，玄海原発１号炉と同型の原子炉（この中に伊方１，２号炉も入っている）を備えている原発に指示した。

すなわち，原子炉の定期点検中には，これまでのように２台のポンプを使うことをやめ，１台で流量を大きくして，原子炉の余熱除去と冷却水中の放射能除去の二つの目的を果すように変更せよ，と指示した。

ところで伊方原発については，１号炉は，幸にも，定期点検中であったので，すぐに通産省の指示通りにするとともに，ポンプを分解して主軸に異常のないことを確かめたという。しかし２号炉は運転中であった。それで通産省は，次の定期点検が１～２ヶ月後にあるということを理由に，それまでは，原子炉を止めてポンプを点検する必要はない，と指示した。

以上のような経過を新聞紙上で知った２号炉訴訟原告団では，前号の「訴訟ニュース」で報告したように，昨年１２月１２日に開かれた第２８回公判で，上述の通産省の指示の不当性について，緊急に被告国側に問い正した。

ところが裁判長は「その問を発する原告住民らの不安の気持は分るが，その問がこの法廷での審理とどう関係しているかよく分らない」と発言し，その尻馬に乗るように国側も，例によって「書面で出してくれたら，それを検討した上で，必要なら釈明する」と，素っ気ない姿勢に終始した。

原告住民側は，審理を促進したいとの立場から，その場での国側の回答を断念した。そして，「公判日以外でもいいから，できるだけ早い機会に，被告あての求釈明の文書を提出してほしい」との裁判長の勧告を受け入れ，さる１月２３日に，以下に掲載した「求釈明書」を裁判所に提出した。

今回の重大な事故と，それに対する通産省の対応には，伊方原発に大事故を招く原因となる次のような重要な問題点が含まれている。したがって，原告住民側の追及は，こんごも続けられることであろう。

○原発の命綱ともきれているＥＣＣＳに関わる重大な事故が，予想もしていなかった形で起こったということ。

○しかも，その事故が，いつ起こっていたのか分らないということ。